

議案第7号

大口町職員の給与に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成23年3月3日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、結核性疾患に係る病気休暇の特例的上限期間を廃止すること、職務の級に基づく職務の名称を整理すること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「(結核性疾患による場合にあつては、1年)」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

別表第4中「主事、主事補」を「主事補」に改め、「高度な知識又は経験を必要とする」及び「、係長」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き結核性疾患に係る療養のための病気休暇により勤務しない職員に対する改正後の大口町職員の給与に関する条例第24条第2項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「90日（結核性疾患による場合にあつては、1年）」とする。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧																																
<p>(給与の減額)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 職員が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下この項及び第26条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、そのこえる期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p> <p>別表第4 級別職務分類表（第5条関係）</p> <p>1 行政職給料表（一）級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>主事補の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>主事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>主任の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td>主査の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>課長、主幹の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7級</td> <td>部長、参事の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の名称	1級	主事補の職務	2級	主事の職務	3級	主任の職務	4級	主査の職務	5級	課長補佐の職務	6級	課長、主幹の職務	7級	部長、参事の職務	<p>(給与の減額)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 職員が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下この項及び第26条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日（<u>結核性疾患による場合にあつては、1年</u>）を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、そのこえる期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。</p> <p>別表第4 級別職務分類表（第5条関係）</p> <p>1 行政職給料表（一）級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>主事、主事補の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>高度な知識又は経験を必要とする主事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>主任の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td>主査、係長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>課長、主幹の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7級</td> <td>部長、参事の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の名称	1級	主事、主事補の職務	2級	高度な知識又は経験を必要とする主事の職務	3級	主任の職務	4級	主査、係長の職務	5級	課長補佐の職務	6級	課長、主幹の職務	7級	部長、参事の職務
職務の級	職務の名称																																
1級	主事補の職務																																
2級	主事の職務																																
3級	主任の職務																																
4級	主査の職務																																
5級	課長補佐の職務																																
6級	課長、主幹の職務																																
7級	部長、参事の職務																																
職務の級	職務の名称																																
1級	主事、主事補の職務																																
2級	高度な知識又は経験を必要とする主事の職務																																
3級	主任の職務																																
4級	主査、係長の職務																																
5級	課長補佐の職務																																
6級	課長、主幹の職務																																
7級	部長、参事の職務																																

新		旧	
2 行政職給料表（二）級別職務分類表		2 行政職給料表（二）級別職務分類表	
職務の級	職務の名称	職務の級	職務の名称
1 級	定例的な技能及び労務を行う業務	1 級	定例的な技能及び労務を行う業務
2 級	技能又は経験が必要とする業務	2 級	技能又は経験が必要とする業務
3 級	相当の技能又は経験を必要とする業務	3 級	相当の技能又は経験を必要とする業務
4 級	主査の職務	4 級	主査、 <u>係長</u> の職務